

医療的ケアが必要な方

◆ 家族は、頻回な吸引などで、まとまった休息がとれないなど過酷な環境

1日の介護時間

「16時間以上」が約6割

（R6福岡市在宅の医療的ケア児者に関する調査）



強度行動障害の状態にある方

◆ 家族は、著しい自傷、他害など、 本人や周囲に影響を及ぼす行動障がいへの対応で疲弊

◆ 医療的ケアが必要な方や強度行動障害の状態にある方が、
障害福祉サービスを利用したくても、

現行の制度（報酬基準）では
事業所がサービスを提供することが困難



支援が必要な方と家族が安心して生活するためには、
国の制度の更なる充実が急務



➡ 9年度報酬改定において、支援の充実を

指定都市市長会から国に要請したいこと

大都市は
対象者も多く
体制整備が急務

医療的ケアが必要な方

1 短期入所の充実

◆ 医療型短期入所の報酬を入院と同等以上へ引上げ

入院時の基本診療報酬 約5.2万円/日

医療型短期入所サービス費 約3.3万円/日

◆ 送迎や日中活動の充実が可能となる人員体制に

2 生活介護の充実

◆ 放課後等デイサービスと同様に 医療的ケア区分の新設など、支援に見合う報酬に

18歳未満:放課後等デイサービスの基本報酬 約26,000円/日

18歳以上:生活介護の基本報酬 約10,000円/日

※加算(人員配置体制加算約3,400円 等)は含まない

3 生活介護や共同生活援助の充実

◆ 自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動がある場合の 支援を評価する報酬体系の創設

現在:利用者3~5人に職員1人に対応 → 支援状況に応じ、利用者1人に職員1人~複数人に対応

強
度
行
動
障
害
の
状
態
に
あ
る
方